固定資産の所有者が亡くなったときの手続き

固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者（納税義務者）が亡くなったときは、その財産は相続人全員の共有財産となり、固定資産税の納税義務が承継されます。
このため、相続人による次の書類の提出が必要です。

○相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書
（土地と家屋の登記物件・償却資産）
○未登記家屋所有者変更届出書
（法務局で登記していない家屋）

千葉地方法務局からのお知らせ
令和６年４月１日から、相続登記の申請が義務化されました。

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

問 課税課 ☎（93）0444

個人事業税の納期限内納付

個人事業税の第１期分の納期限は、９月２日（月）です。
金融機関窓口やコンビニエンスストア以外にも、インターネットを利用したクレジットカード納付のほか、スマートフォンでも「モバイルアプリ」や「PayPay」などのアプリを利用することで、24時間いつでも納付が可能です。
便利な口座振替もご利用できますので、必ず納期限内に納めましょう。

問 佐倉県税事務所
☎043（483）1114

納期内納付にご協力ください

9/2（月）

■市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）第２期
■国民健康保険税　第２期
■後期高齢者医療保険料　第２期
■介護保険料　第２期

加入しましたか？交通災害共済

年間700円の会費で、交通事故にあった場合に最高150万円の見舞金

交通災害共済は、県内41市町村で共同運営する助け合いの制度です。
家族そろって加入しませんか？

■共済対象期間・会費
９月１日～翌年８月31日までの１年間で700円
■対象になる交通事故
自動車やオートバイなどによる事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故
※原則として人身事故扱いのもの
■共済見舞金
①死亡見舞金　150万円
②傷害見舞金　２万円～50万円
※通院日数に応じて
③身体障害見舞金　50万円
④交通遺児見舞金
１人につき10万円
■申込み
○市民活動推進課窓口
○日吉台出張所窓口

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

問 市民活動推進課 ☎（93）1117

ちい寄附にご協力を

～地域のために小さな寄附から～

「ちい寄附」とは、市内の賛同店舗にある寄附箱への寄附や寄附メニューの購入代金の一部が、市の「ふるさと応援寄附金」に寄附される仕組みです。
地域で食べて、飲んで、買って、市民活動団体を支援しませんか。

ちい寄附賛同店募集
賛同いただける商店・飲食店などを募集しています。
詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

問 市民活動推進課 ☎（93）1117

小型合併処理浄化槽設置補助金

既設の単独処理浄化槽、またはくみ取り便所から、小型合併処理浄化槽への設置替えに関する補助金を交付しています。

■補助額
○高度処理型設置補助
36万円～96.3万円
○転換補助（既設撤去費）
単独転換　限度額18万円
くみ取り転換　限度額10万円
○配管工事費用　限度額30万円
※予算額に達した時点で終了

交付条件など、詳しくは市公式ホームページを確認するか、問い合わせてください。

問 環境課 ☎（93）4946

職場での化学物質規制の見直し

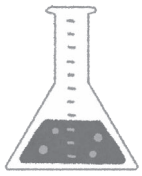

労働安全衛生法関係法令の改正により令和６年４月から職場での化学物質規制が大きく見直しとなっています。
職場で取り扱っている物質に新たにリスクアセスメント対象物になるものがあった場合など、対応が必要になります。

詳しくは、労働安全衛生総合研究所ホームページをご覧ください。

問 事業者のための化学物質管理無料相談窓口
☎050（5577）4862